

介護事業進出に関する制度・規制 (タイ)

2015年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

バンコク事務所

目次

I. 投資制度	1
1. 投資規制	1
2. 申請手続き	1
II. 社会福祉関連の政策動向	3
1. 医療保険制度	3
2. 社会福祉関連の政策動向.....	5
III. 関係機関	6
1. 社会保険制度（医療、年金、死亡・障害の場合の手当）	6
2. 公務員医療給付制度（医療保険、死亡・障害の場合の手当）	6
3. 公務員医療給付制度（年金）	6
4. 国民医療保障制度（高齢者介護）	6
5. 国民医療保障制度（高齢者手当）	7
6. 国民医療保障制度（医療保険）	7
IV. 在タイ日本人数の推移	8
1. 長期滞在者・永住者および職業別在留邦人数.....	8
2. 県別在留邦人数	8
3. 県別、性別在留邦人数（2012年）	9
V. 参考資料	11
1. タイ国政府観光庁のメディカルツーリズム促進活動.....	11
2. メディカルツーリズム病院の世界トップ10	12
3. タイ人の高齢者数推移.....	13
4. 国立（社会開発・人間安全保障省）の高齢者介護施設.....	13

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 投資制度

1. 投資規制

タイにおいてサービス業は外国人事業法にて規制されている業種であるため、外国人事業委員会の承認を得て、商業省事業開発部長から外国人事業許可証を取得しない限り、事業を行うことはできない。また、外国企業の出資比率は49%が上限であり、最低資本金は300万バーツ以上である。投資の許可を受ける以外に、取得すべき特別な資格はない。2014年12月に改正された投資奨励政策において、高齢者のための福祉施設は投資奨励の対象外となった（投資委員会布告第2/2557号「投資奨励政策および基準」（2014年12月3日布告）第1項）。

外国人事業法における外国人は以下4つが該当する。

- i. タイ国籍ではない個人
- ii. タイ国で登録されていない法人
- iii. タイ以外の国に在籍する企業が、株式もしくは総資本の50%以上を所有する在タイ企業
- iv. i.からiii.の企業で、株式もしくは総資本の50%以上を所有する在タイ企業

2. 申請手続き

外国人事業家は、外国人事業許可証を取得するにあたり、以下の文書を商務省事業開発部に申請する必要がある。（2003年外国人事業法第17条、事業許可証申請の規則および方法についての省令）

(1) 個人の場合

- ア. パスポートのコピー、または外国人のIDカードコピー
- イ. 戸籍、タイの住民票、または入国法による一時入国許可証のコピー
- ウ. 次の有資格者であることを示す証明書（外国人事業法第16条）
 - i. 20歳以上
 - ii. タイに居住している、または入国法により一時的にタイに入国することを許可されている
 - iii. 準禁治産者ではない
 - iv. 破産者ではない
 - v. 外国人事業法または外国人事業法1972年11月24日付革命告示第281号の発表の下で裁判の判決により刑または違反により罰金を処されていない。なお申請日より5年以上前に刑期を終えた場合は除く。
 - vi. 詐欺、着服、貿易、貸付金に関連する刑、または入国管理に関する法律において有罪判決によって刑を処されていないこと。なお申請日より5年以上前に刑期を終えた場合は除く。
 - vii. 申請日より5年以上前に、外国人事業法または外国人事業法1972年11月24日付革命告示第281号発表の下で許可証が取り消されていない。

エ. 許可申請の事業内容の項目

- i. 事業手順および、許可申請の事業種類
 - ii. タイにおける申請者の事業を行うための固定資産と3年間の事業運営費の予測される費用（3年間以下の事業の場合は事業運営期間の費用）
 - iii. 企業規模
 - iv. 許可証申請者が雇用するタイでの労働者数
 - v. 海外からの技術輸入および技術移転計画（ある場合）
 - vi. 研究および開発の計画（ある場合）
 - vii. 事業を行う期間
 - viii. 該当事業からタイ側が得ると予測できる経済全体への影響
- オ. タイにおける主たる営業所のおよその位置を示している地図

(2) タイ国で登録されていない法人の場合

- ア. 名称、資本、目的、所在地、取締役会、および署名権者が表示される法人の証明書または証拠のコピー
- イ. ア.の下、署名権者で法人におけるタイで事業の責任者に任命した委任状
- ウ. パスポート、もしくは外国人のIDカードのコピー、またはイ.の下で任命された代表者のIDカードのコピー
- エ. イ.の下で任命された代表者の戸籍、タイの住民票、または入国法による一時的にタイに入国するための許可証のコピー
- オ. 外国人事業法第16条による有資格であり、禁止されていないことを示す証明書(1)
 - エ および オに記載の文書または証拠

(3) タイ国で登録されている法人の場合

- ア. (1)- エ および オに記載の文書または証拠
- イ. (2)- ア に記載の文書または証拠
- ウ. 外国人事業法16条による有資格であり、禁止されていないことを示す証明書
 - i. タイと外国人との間での保有株式数についての書類

II. 社会福祉関連の政策動向

1. 医療保険制度

タイでは社会保険制度 (Social Security Scheme : SSS)、公務員医療給付制度 (Civil Servant Medical Benefits Scheme : CSMBS)、国民医療保障制度 (Universal Coverage Card : UC) の3つを公的な医療制度の基本としている。外国人が加入できるのは SSS のみである。

制度	社会保険制度	公務員医療給付制度	国民医療保障制度
	Social Security Scheme (SSS)	Civil Servant Medical Benefits Scheme (CSMBS)	Universal Coverage Card (UC)
施行年	1990 年	1980 年 (タイ王国軍) 2008 年 (一般公務員)	2002 年
運営	労働省社会保険事務局	財務省中央会計局	保健省国民健康保険局
根拠法	社会保険法 1990 年 (Social Security Act 1990)	公務員法 2008 年 (Bureaucrat Act 2008)	社会福祉推進法 2003 年 (Social Welfare Miscellaneous Provisions Act 2003)
資格	被雇用者、その他	公務員	左記以外のタイ国民
外国人	対象	対象外	対象外

出所：社会保険法、公務員法、社会福祉推進法

(1) 社会保険制度 (Social Security Scheme : SSS)

社会保険法に基づき設立された制度である。被雇用者は強制加入となり、その他は任意加入に分類され、15～60 歳を対象としている。給付の対象は加入者本人のみで家族は対象外となる。この医療保険は、原則的に事前登録した公立病院での受診のみ利用可能である。医療費用は一定の制限があるものの基本的に自己負担は必要ない。同じ社会保険でも加入者の就業状況により「被雇用者 (社会保険 33 号)」「未就業者 (社会保険 39 号)」「その他 (社会保険 40 号)」に分類される。この3つの中で外国人が加入することができる制度は「被雇用者 (社会保険 33 号)」「未就業者 (社会保険 39 号)」である。

ア. 被雇用者 (社会保険 33 号)

企業にて就業している者が対象で、外国人の加入も認められる。保障内容は、「医療」「出産」「障害・傷病」「死亡」「育児」「老齢年金」「失業」の7つ。保険料は、1人につき1カ月あたり上限金額1,500 バーツ、雇用側と被雇用者で折半されるため被雇用者の最

高支払い金額は1人1カ月あたり750バーツとなる。2014年現在、加入者は1,002万9,777人。

イ. 未就業者（社会保険 39 号）

被雇用者として、社会保険 33 号の支払いを12カ月以上継続して行った個人が仕事を辞めた後6カ月を上限として加入できる保険である。「社会保険 33 号」と異なるのは就業状況の条件と保障が「失業」を除いた6つの内容となることがあげられる。保険料は1人あたり毎月432バーツ。2014年現在、加入者は112万4,765人。

ウ. その他（社会保険 40 号）

企業に勤務する者、企業に勤務したあとに自営業となった者、以外を対象とし、「医療」「障害・傷病」「死亡」「老齢年金」の4つの保障に限定される。保険料は条件により毎月100～350バーツ。2014年現在、加入者は247万1,116人。

(2) 公務員医療給付制度 (Civil Servant Medical Benefits Scheme : CSMB)

公務員を対象とした医療制度であり、給付対象は加入者本人とその家族。タイにおける公務員は比較的所得とされ、こうした背景から公務員の福利厚生のため、退職後の生活援助を主な目的として公務員法 2008 年 (Bureaucrat Act 2008) により設立された。外国人は加入することはできない。この制度を利用できるのは、原則的に事前登録した公立病院に限定される。2011年時点での加入者は272万人。

(3) 国民医療保障制度 (Universal Coverage Card : UC)

前述の一般企業労働者、公務員以外のタイ国民の医療保障をカバーすることを目的とした制度であり、医療制度、高齢者介護、生活手当がある。加入者本人のみを給付の対象としており、家族は対象外となり、加入者の保険料負担はない。外国人は加入することはできない。この制度を利用できるのは、原則的に事前登録した公立病院に限定される。

高齢者介護は公的な高齢者施設である「社会福祉開発センター」を無料で利用可能。個室使用時は別途料金が必要。介護の対象者は、タイ国籍で60歳以上、就業することが不可能であり、介護をする者がいない低所得である、危険の及ぶ感染症ではない等の諸条件が設定されている。

【制度加入状況】

単位：千人

制度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
国民医療保障制度	47,558	47,730	48,117	48,620	48,612
社会保険制度	9,617	9,900	10,168	10,327	10,660
公務員医療給付制度	4,955	4,919	4,956	4,968	4,752
合計	62,130	62,548	63,240	63,915	64,025

出所：National Health Security Office

2. 社会福祉関連の政策動向

(1) 介護保険制度

日本の介護保険制度に相当するような高齢者のための福祉制度はいまだ整備されておらず、国が実施しているものは、社会福祉開発センターのみである。また、介護関連ビジネス事業者への政府の支援等はない。

バンコク都内では一部の私立病院で介護サービスが行われているが、一般的なタイ国民は高齢者の介護は在宅で行うという観念が根強いとされる。バンコク都市圏以外の地域では、家族や地域住民間での固い結束力から、在宅介護という考え方はさらに強くなっている。

(2) 民間病院の例

グルアイナムタイ病院 (Kluaynamthai Hospital¹)

1973年3月30日設立されたグルアイナムタイ病院は、バンコク中心部に立地する私立病院である。当病院では外来診療以外、健康増進サービスや高齢者介護を提供しており、高齢者介護部門は1981年から運営を行ってきた。現在はバンコク都内中心部であるラマ4世通りとスクンビット68にある2カ所の病院とグループ施設である高齢者専用サービスアパートメント Natural Home (スクンビット70/2) を運営している。

Natural Home は健康管理を必要とする高齢者のためのサービスアパートメントとして設立され、スロープや歩行補助用手すりなど、高齢者の生活に適応するように設計されている。

利用料金は、ダブルルームで1人1泊あたり2,000 バーツ (約6,000円)、1人1カ月あたり4万2,500 バーツ (約12万7,500円) の宿泊費用がかかり、医療費は別途請求となる。

タイの1日あたりの最低賃金は300 バーツであり、この水準から比較すると高所得者や外国人向けの料金設定と把握される。

¹ <http://kluaynamthai.com/>

III. 関係機関

1. 社会保険制度（医療、年金、死亡・障害の場合の手当）

労働省保険事務局

Ministry of Labor, Social Security Office

The Thai's Social Security Office of The Ministry of Labor and Social Welfare

住所： 88/28 M. 4, Tiwanont Rd., Nontaburi 11000

Tel： 02-956-2530

URL： <http://www.sso.go.th/>

2. 公務員医療給付制度（医療保険、死亡・障害の場合の手当）

財務省中央会計局公務員医療福利厚生部

Ministry of Finance, The Comptroller General's Department, Bureaucrats Medical Benefit Group

住所： Rama VI Rd., Samsennai, Phayathai, Bangkok 10400

Tel： 0-2127-7000, 0-2270-6400

URL： <http://www.cgd.go.th>

3. 公務員医療給付制度（年金）

財務省公務員年金資金資金管理部

Ministry of Finance, The Government Pension Fund, Capital Management Group

住所： 990 4th Fl., Abdulrahim Bldg., Rama IV Rd., Bangrak, Bangkok 10500

Tel： 0-2636-1000

URL： <http://www.gpf.or.th/thai2013/>

4. 国民医療保障制度（高齢者介護）

社会開発・人間安全保障省社会開発福祉局社会福祉サービス事務所

Ministry of Social Development and Human Security, The Department of Social Development and Welfare, The Social Welfare Services Office

住所： 1034 Krungkasem Rd., Mahanak, Pomprapsattruphai, Bangkok 10100

TeL： 0-2659-6324

URL： <http://61.19.238.229/dsdw2011/>

5. 国民医療保障制度（高齢者手当）

社会開発・人間安全保障省社会開発福祉局社会福祉サービス事務所

Ministry of Social Development and Human Security, The Department of Social Development and Welfare, The Social Welfare Services Office

住所： Tower 2, 2nd Fl., Department of Local Administration, Nakorn Ratchasima Rd., Dusit Bangkok 10300

Tel： 0-2241-9000 (ext. 4102)

URL： <http://www.dla.go.th/servlet/TemplateOrganizeServlet?organize=economic>

6. 国民医療保障制度（医療保険）

保健省国民健康保険局

Ministry of Public Health, National Health Security Office

住所： The Government Complex Bldg., B 120 M. 3, Chaengwattana Rd., Laksi, Bangkok 10210

Tel： 0-2141-4000

URL： <http://www.nhso.go.th/>

IV. 在タイ日本人数の推移

1. 長期滞在者・永住者および職業別在留邦人数

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
長期滞在者	民間企業関係者およびその家族	33,284	34,063	35,019	37,015	41,242
	報道関係者およびその家族	185	195	203	195	213
	自由業関係者およびその家族	15,552	1,723	1,819	1,929	2,165
	留学生・研究者等およびその家族	2,092	2,192	2,285	2,345	2,565
	政府関係者およびその家族	865	860	668	714	783
	その他	5,217	5,798	6,238	6,772	7,619
永住者		919	974	1,019	1,013	1,047
合計		44,114	45,805	47,251	49,983	55,634

出所：Embassy of Japan in Thailand

2. 県別在留邦人数

県	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
バンコク	32,283	33,152	33,967	35,935	39,949
チョンブリー	2,996	3,264	3,403	3,695	4,486
チェンマイ	2,284	2,442	2,651	2,854	3,061
パトゥムタニー	955	998	1,038	1,023	1,069
アユタヤー	836	860	874	889	914
サムットプラカーン	589	662	676	700	805
プーケット	553	584	606	611	634
ノンタブリ	456	466	495	509	534
ナコンラチャシーマー	384	401	442	460	487
プラチンブリー	347	375	384	404	462
チェンラーイ	317	327	355	376	429
ラヨーン	325	362	373	381	411
ナコンパトム	159	174	180	173	178
コーンケン	131	145	107	121	160
パヤオ	96	107	121	137	144
その他	1,403	1,486	1,579	1,715	1,911
合計	44,114	45,805	47,251	49,983	55,634

出所：Embassy of Japan in Thailand

3. 県別、性別在留邦人数（2012年）

県名		(a)長期滞在		(b)永住		(c)小計(a+b)		計
		男	女	男	女	男	女	
都市部	バンコク	25,258	13,995	409	287	25,667	14,282	39,949
	サムットプラカーン	575	177	30	23	605	200	805
	ノンタブリ	316	200	12	6	328	206	534
	パトゥムタニー	807	233	20	9	827	242	1069
中部	アユタヤー	796	108	8	2	804	110	914
	アーントーン	0	1	0	0	0	1	1
	ロブプリー	103	24	1	0	104	24	128
	シンブリー	5	2	0	0	5	2	7
	チャイナート	4	0	0	0	4	0	4
	サラブリー	64	14	2	0	66	14	80
	ラーチャブリー	19	11	0	0	19	11	30
	カンチャナブリー	34	9	1	1	35	10	45
	スパンブリー	17	7	1	0	18	7	25
	ナコンパトム	112	57	7	2	119	59	178
	サムットサコン	57	22	4	0	61	22	83
	サムットソンクラーム	6	1	0	0	6	1	7
東部	チョンブリー	3,369	1,083	20	14	3,389	1,097	4,486
	ラヨン	351	49	9	2	360	51	411
	チャンタブリー	11	4	0	0	11	4	15
	トラート	3	6	0	0	3	6	9
	チャチューンサオ	77	12	0	0	77	12	89
	プラチンブリー	431	29	2	0	433	29	462
	ナコンナーヨック	8	10	1	0	9	10	19
	サケーオ	7	4	0	0	7	4	11
東北部	ナコンラチャシーマー	390	75	11	11	401	86	487
	ブリラム	22	10	2	0	24	10	34
	スリン	8	8	0	0	8	8	16
	シーサケート	11	4	0	0	11	4	15
	ウボンラーチャターニー	30	15	1	1	31	16	47
	ヤソートーン	9	3	0	0	9	3	12
	チャイヤブーン	17	11	0	1	17	12	29
	アムナートチャルーン	9	2	0	0	9	2	11
	ノンブアラムプー	8	1	2	0	10	1	11
	コーンケー	105	52	3	0	108	52	160
	ウドンターニー	74	39	5	5	79	44	123
	ルーイ	6	2	0	0	6	2	8
	ノンカーイ	25	14	0	0	25	14	39
	マハサラカム	17	12	1	2	18	14	32
	ロイエット	19	7	0	0	19	7	26
	ガラシン	20	8	1	1	21	9	30
サコンナコーン	12	17	0	0	12	17	29	

	ナコンパノム	12	5	0	0	12	5	17
	ムクダハーン	7	3	1	0	8	3	11
北部	チェンマイ	2,015	1,003	19	24	2,034	1,027	3,061
	ラムプーン	71	26	1	0	72	26	98
	ラムパーン	49	21	3	1	52	22	74
	ウッタラディット	8	3	0	0	8	3	11
	プレー	10	7	0	0	10	7	17
	ナーン	8	5	1	0	9	5	14
	パヤオ	97	37	6	4	103	41	144
	チェンラーイ	288	123	9	9	297	132	429
	メーホンソーン	12	7	0	0	12	7	19
	ナコンサワン	21	5	3	0	24	5	29
	ウタイターニー	14	1	0	0	14	1	15
	ガムペンペット	15	5	0	0	15	5	20
	ターク	16	8	3	1	19	9	28
	スコータイ	5	5	0	2	5	7	12
	ピサヌローク	29	21	2	1	31	22	53
	ピチット	5	2	0	0	5	2	7
	ペチャブーン	16	3	0	0	16	3	19
	ブンカン	0	0	0	0	0	0	0
	南部	ペチャブリー	14	9	1	0	15	9
プラチュアアップキーリーカン		55	37	1	1	56	38	94
ナコンシータマラート		17	14	0	0	17	14	31
クラビー		17	25	0	0	17	25	42
パンガー		11	10	1	0	12	10	22
プーケット		261	342	14	17	275	359	634
スラーターニー		55	59	1	1	56	60	116
ラノー		4	4	0	0	4	4	8
チュムポーン		9	7	0	0	9	7	16
ソンクラ		47	32	0	0	47	32	79
サトゥン		0	1	0	0	0	1	1
トラン		6	9	0	0	6	9	15
パッターン		0	0	0	0	0	0	0
パッタニー		3	0	0	0	3	0	3
ヤラー		0	0	0	0	0	0	0
ナラティワート	1	0	0	0	1	0	1	
	合計	36,410	18,177	619	428	37,029	18,605	55,634

出所：Embassy of Japan in Thailand

V. 参考資料

1. タイ国政府観光庁のメディカルツーリズム促進活動

(1) シニアライフ EXPO/セミナー 2015

タイ国政府観光庁 (Tourism Authority of Thailand : TAT) は、2015 年 3 月 19～20 日、大田区産業プラザ (東京都) で開催される同イベントに出展。TAT のブースを開設し、タイロングステイや観光資料を配布した。

「タイロングステイ Amazing Thailand Happiness Stay in Thailand～タイで幸せに暮らそう～」という 45 分のタイセミナーを各日 1 回開催。

(2) メディカルツーリストの訪タイ理由

2013 年、250 万人のメディカルツーリストが来タイした。その理由として、TAT が示したものは以下のとおり。

- ア. 低価格
- イ. トップレベルの医療設備
- ウ. 高度医療専門医の充実
- エ. 迅速な処置
- オ. サービスとおもてなしの精神
- カ. 最新の医療技術
- キ. 旅行者向けインフラの整備
- ク. 数多くのリラクゼーションと回復オプション
- ケ. 欧米式ほか多種多様な処置
- コ. 素晴らしい食事

(3) タイ国政府観光庁 (TAT) の過去の取り組み

2012 年 9 月 10 日～15 日、TAT は、「Thailand Medical & Wellness Tourism Trade Familiarization (fam) Trip (タイ・メディカル&ウェルネス研修ツアー)」を開催した。

150 を超える国際的なメディカルツーリズム促進業者、保険会社、旅行業者などが、タイの医療サービス提供施設との会合やネットワーク作りのために研修ツアーに参加し、展示ブース、タイの概要説明、商談、懇親会などが催された。2 日目以降、海外からの参加者は数多くのタイのヘルス&ウェルネス提供施設を訪れ、施設見学や専門家とのミーティングを行った。

「タイはメディカルツーリズムにおけるグローバルリーダーを目指している。タイのヘルス&ウェルネス提供施設の国際的に公認された医療設備、先端テクノロジー、優れたサービス、手頃な価格のおかげで、世界中の人々がタイの施設に信頼を置いている。この研修ツアーは、タイのメディカルツーリズム分野の勢いが増すことを助け、世界でヘルス&ウェルネスの好ましい休暇先としてのタイの地位を強化するだろう」と TAT のスラポーン総裁は話している。

出所： Tourism Authority of Thailand

2. メディカルツーリズム病院の世界トップ 10

2013 年	2014 年
1. Prince Court Medical Center, Malaysia	1. Prince Court Medical Center, Malaysia
2. Asklepios Klinik Barmbek, Germany	2. Asklepios Klinik Barmbek, Germany
3. Clemenceau Medical Center, Lebanon	3. Fortis Hospital Bangalore, India
4. Fortis Hospital, India	4. Anadolu Medical Center, Turkey
5. Wooridul Spine Hospital, Korea	5. Wooridul Spine Hospital, Korea
6. Bumrungrad International, Thailand	6. Shouldice Hospital, Canada
7. Anadolu Medical Center, Turkey	7. Gleneagles Hospital, Singapore
8. Bangkok Hospital Medical Center, Thailand	8. Clemenceau Medical Center, Lebanon
9. Gleneagles Hospital, Singapore	9. Bumrungrad International, Thailand
10. Asian Heart Institute, India	10. Mediclinic Morningside, South Africa

出所： Medical Travel Quality Alliance (MTQUA)

(1) バムルンラード・インターナショナル病院 (Bumrungrad International)

バムルンラード・インターナショナル病院は 1980 年に開業されたバンコク中心部にある、ベッド数 554 床、30 の専門センターを持つ私立病院である。年間およそ 100 万人以上の外来・入院患者があり、そのうち 40 万人以上の患者が世界 190 カ国以上から訪れている。

2008 年には初の TAT メディカルツーリズム優秀賞受賞。ニューズウィーク誌はメディカルツーリズム病院の世界トップ 10 リストの一つとしてバムルンラード病院を掲載した。CBS、NBC、タイム誌、ニューズウィーク誌およびその他の海外報道機関で医療観光事業におけるリーダーとして紹介されている。

(2) 外国人患者向け特別サービス

150 名以上の通訳。インターナショナル・空港コンシェルジュサービス。大使館業務アシスタント。VIP の空港送迎。E-mail コンタクトセンター。海外保険および医療コーディネーション手配。ビザ延長サービスカウンター。旅行代理店サービスカウンター。ムスリムプレイヤールーム。BH (バムルンラード・ホスピタリティ) レジデンス：病院に隣接した全 74 室 (2 ベッドルームとスタジオ・タイプ) のアパートメント・ホテル (フル・サービス)。BH (バムルンラード・ホスピタリティ) スイーツ：スイミングプールおよびフィットネスを備えた全 51 室のフル・サービスアパートメント・ホテル。

出所： Bumrungrad International Hospital

3. タイ人の高齢者数推移

2010年	2011年	2012年	2013年
820万人	830万人	860万人	950万人

出所：National Statistical Office of Thailand

4. 国立（社会開発・人間安全保障省）の高齢者介護施設

名前	所在県	高齢者 ベッド数
Baan Taksin Social Welfare Development Center for Older Persons	Yala	80
Baan Thammapakorn Social Welfare Development Center for Older Persons (Chiangmai)	Chiangmai	133
Baan Bangkae Social Welfare Development Center for Older Persons	Bangkok	250
Baan Banglamung Social Welfare Development Center for Older Persons	Chonburi	260
Baan Buriram Social Welfare Development Center for Older Persons	Buriram	100
Baan Phuket Social Welfare Development Center for Older Persons	Phuket	90
Watsanawet Social Welfare Development Center for Older Persons	Phra Nakhon Si Ayutthaya	200
Nakhon Panom Social Welfare Development Center for Older Persons	Nakhon Panom	80
Lampang Social Welfare Development Center for Oldery Persons	Lampang	90
Pathumthani Social Welfare Development Center for Older Persons	Pathumthani	65
合計		1,348

出所：Ministry of Social Development and Human Security
ベッド数は各施設への聞き取り調査。

■ 地方自治体の高齢者介護施設

名前	所在県	高齢者 ベッド数
Baan Chantaburi Elderly Home	Chanthaburi	60
Chalerm Rajakumari Elderly Home (In patronage of Luangpor Lamyai)	Nakornpathom	60
Chalerm rajakumarr Elderly Home (In patronage of Luangpor Pein)	Karnjanaburi	120
Nakhon Pathom Elderly Home	Nakornpathom	80
Thammapakorn (Phok Klang) Elderly Home	Nakorn Rachasima	150
Thammapakorn (Wat Muang) Elderly Home	Nakorn Rachasima	130
Baan Bangkhae 2 Elderly Home	Bangkok	140
Baan Lopburi Elderly Home	Lopburi	120
Baan Sri Trang Elderly Home	Trang	100
Baan Au Thong-Panangtak Elderly Home	Chumporn	80
Baan Mahasarakam Elderly Home	Mahasarakarm	100
合計		1,140

出所： Ministry of Social Development and Human Security
 ベッド数は各施設への聞き取り調査。

■ アジアの医療観光サービス実施国

(一般観光での支出金額に対する医療観光サービスの内訳)

国	比率 (金額)
タイ	38%
シンガポール	33%
インド	19%
フィリピン	8%
マレーシア	2%
計	100%

出所：RNCOS, Asian Medical Tourism Analysis (2008-2012)

■ タイにおける医療ツーリズムの状況 (訪問者の国別内訳)

地域	国名	患者数 (人)	比率
東アジア	日本	233,389	17.0%
	中国	24,392	1.8%
	韓国	26,259	2.0%
	台湾	5,391	0.4%
	その他 (香港、北朝鮮)	6,219	0.5%
	計	295,650	21.6%
欧州	英国	110,286	8.0%
	ドイツ	41,313	3.0%
	フランス	37,251	2.7%
	オランダ	14,218	1.1%
	スイス	12,395	0.9%
	スウェーデン	21,056	1.5%
	その他 (イタリア、スペイン、ノルウェー)	46,817	3.7%
	計	283,336	21.0%
中東	UAE	91,859	6.7%
	オマーン	34,356	2.5%
	クウェート	6,205	0.5%
	バーレーン	3,304	0.3%
	カタール	18,709	1.4%
	イエメン	2,763	0.3%
	その他 (イラン、イスラエルなど)	11,894	0.9%
	計	169,090	12.5%

北米	アメリカ	136,248	9.9%
	カナダ	22,907	1.7%
	その他（メキシコ）	600	0.1%
	計	159,755	11.7%
東南アジア	カンボジア	28,080	2.1%
	ミャンマー	40,338	3.0%
	ベトナム	5,080	0.4%
	インドネシア	7,448	0.6%
	フィリピン	13,498	1.0%
	その他（ラオス、シンガポール、マレーシアなど）	21,116	1.6%
	計	115,560	8.5%
南アジア	バングラデシュ	32,313	2.4%
	インド	36,645	2.7%
	パキスタン	3,826	0.3%
	スリランカ	1,660	0.1%
	モルディブ	5,690	0.5%
	その他（ネパール、アフガニスタンなど）	5,278	0.4%
	計	85,412	6.3%
大洋州	オーストラリア	42,688	3.2%
	ニュージーランド	8,774	0.7%
	その他（フィジー）	401	0.0%
	計	51,863	3.8%
東欧州	ロシア	9,293	0.7%
	その他（ウクライナ、カザフスタン）	120	0.0%
	計	9,413	0.7%
アフリカ		1,948	0.2%
中米		1,278	0.1%
南米		1,026	0.1%
中央アジア		963	0.0%
その他		195,511	14.2%
合計		1,370,805	100.0%

出所： Department of International Trade Promotion, Ministry of Commerce (2007)

■ 日本人の医療ツーリズムの状況

タイを訪れる日本人のうち、1割が医療（Direct Fly-In）を目的としている。その内訳は以下のとおり。

性別

男性	55%
女性	45%
計	100%

年齢別

25～29 歳	21%
30～39 歳	33%
40～49 歳	21%
その他	25%
計	100%

婚姻状況別

既婚	52%
独身	48%
計	100%

家計月収別

5,000～9,999USD	18%
1万～2万9,999USD	5%
3万USD 以上	26%
その他	51%
計	100%

職業別

会社員	45%
自営業	21%
フリーランス	10%
その他	24%
計	100%

出所：RNCOS, Asian Medical Tourism Analysis (2008-2012)

介護事業進出に関する制度・規制（タイ）

2015年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2015 JETRO. All rights reserved.